社会福祉法人 梅の樹会 役員等報酬規程

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人 梅の樹会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の 規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定める ものとする。

第2条(報酬等の支給)

役員等には、勤務形態等に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者) については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により 退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うもの とする。

第3条(常勤役員等の報酬等の算定方法)

常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与規定第14条の規定に準ずる額

第4条(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

第5条(当法人職員給与との併給)

当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

第6条(報酬等の支給方法)

常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第7条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3)退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2カ月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時は、 立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条 (報酬等の日割り計算)

新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から 日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長、副理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

第8条(端数の処理)

この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数についは、これを1円に切り上げる。

第9条(公表)

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第10条(改廃)

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第11条(補則)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

- この規程は、平成22年6月16日から改正施行する。
- この規程は、平成23年3月25日から改正施行する。
- この規程は、平成28年6月1日から改正施行する。
- この規程は、平成29年6月27日から改正施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

- 理事長 月額 500,000 円
- ·理事 月額 300,000 円

別表2 常勤役員等の賞与

- ・6月の賞与 報酬月額の1.5か月分を上限とする。
- ・12月の賞与 報酬月額の2.0か月分を上限とする。

別表3 常勤役員等の退職金算定式

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。但し、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4 非常勤役員等の報酬

評議員評議員会への出席日額 10,000 円理事理事会等会議への出席日額 10,000 円監事監事監査等への出席日額 10,000 円

別表5 職員給与との併給

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。